

## 柏市都市公園条例（抜粋）

（行為の禁止）

第11条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項又は第8条第1項若しくは第3項の許可（以下「設置管理等許可」という。）に係るものについては、この限りでない。

- （1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある行為をすること。
- （2）都市公園及び公園施設並びにその設備等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある行為をすること。
- （3）竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （4）土石、竹木等の物件をたい積すること。
- （5）土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- （6）動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- （7）他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれがある物品、動物等を携行すること。
- （8）騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- （9）所定の場所以外において、飲食し、又は火気を使用すること。
- （10）喫煙をすること。
- （11）立入禁止区域に立ち入ること。
- （12）所定の場所以外に車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- （13）都市公園をその用途外に使用すること。
- （14）前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

## 松戸市都市公園条例（抜粋）

（行為の禁止）

第5条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- （1）公園を損傷し、又は汚損すること。
- （2）竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （3）土地の形質を変更すること。
- （4）鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷等すること。
- （5）はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。
- （6）立入禁止区域に立ち入ること。
- （7）指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- （8）公園をその用途外に使用すること。
- （9）その他公園の管理に支障のある行為をすること。

## 船橋市都市公園条例（抜粋）

（行為の禁止）

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- （1）公園を損傷し、又は汚損すること。
- （2）竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （3）土地の形質を変更すること。
- （4）鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- （5）指定区域以外の場所に車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- （6）立入禁止区域に立ち入ること。
- （7）公園をその用途外に使用すること。
- （8）その他公園の管理上支障のある行為

## 流山市都市公園条例（抜粋）

（行為の禁止）

第9条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項、第5条第1項又は第6条に規定する許可に係るものについては、この限りでない。

- （1）都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- （2）竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （3）土地の形質を変更すること。
- （4）鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- （5）はり紙若しくははり札又は広告を掲出すること。
- （6）市長が指定した立入禁止区域に立ち入ること。
- （7）市長が指定した場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。
- （8）前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用を妨げる行為をすること。

## 我孫子市都市公園条例（抜粋）

（行為の禁止）

第4条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2条第1項若しくは第3項、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- （1）公園を損傷し、又は汚損すること。
- （2）竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （3）土地の形質を変更すること。
- （4）鳥獣類を捕獲、殺傷等すること。
- （5）はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- （6）市長が指定した立入禁止区域に立ち入ること。
- （7）市長が指定した場所以外の場所へ車を乗入れ、又はとめおくこと。
- （8）公衆の利用を妨げる行為その他管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 千葉県立都市公園条例（抜粋）

（行為の禁止）

第6条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- （1）都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- （2）竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （3）土地の形質を変更すること。
- （4）鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- （5）はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- （6）知事が指定した立入禁止区域に立ち入ること。
- （7）知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- （8）知事が指定した場所以外の場所で花火、たき火等火気を使用すること。
- （9）前各号に掲げるもののほか、都市公園の公衆の利用を妨げる行為をすること。